

# 令和元年度 指定管理者監査報告書

## 第1 監査の目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者について、公の施設の管理・運営が指定管理者制度の目的に沿って適切に行われているかについて、監査を実施する。

## 第2 監査の対象団体

倉敷市が所有する公の施設について、平成30年度に指定管理者に管理・運営を行わせた227施設のうち、次の2施設の管理・運営を行った指定管理者について、監査を行った。

指定管理者名	施設名	所管部署
玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス 共同事業体	倉敷市玉島市民交流センター	市民協働推進部 市民活動推進課
玉島商工会議所	倉敷市旧柚木家住宅	教育委員会 生涯学習部 文化財保護課

## 第3 監査の期間

令和元年9月26日から令和2年2月28日まで

## 第4 監査にあたった監査委員

竹内 道宏, 長谷川 威, 原 勲, 原田 龍五

## 第5 監査の方法

公の施設の平成30年度の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。

監査に当たっては、監査対象団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、事務局職員が関係諸帳簿及び証拠書類との照合等により行った予備監査結果も踏まえ、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求めるなどにより実施した。

## 第6 監査の着眼点

監査は、次の着眼点により実施した。

### 1 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
  - ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりになされているか。特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
  - イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
  - ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定どおりになされているか。
  - エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
  - オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
  - カ 経費節減は図られているか。
  - キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
  - ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。
  - イ 利用料金の収納は適正に行われているか。
  - ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。
- (4) 利用促進のための努力はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

### 2 所管部署関係

- (1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠を置いているか。
  - ア 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。
  - イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続は適正に行われているか。

- (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間について、議会の議決を経ているか。
  - イ 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。
  - ウ その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。
- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
  - イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
  - ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。
  - エ 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

## 第7 指定管理の状況

### 1 倉敷市玉島市民交流センターの状況

区 分	内 容
施設名称及び所在地	倉敷市玉島市民交流センター 倉敷市玉島阿賀崎1丁目10番1号
建物の概要	構 造 鉄筋コンクリート造2階建・一部鉄骨造 (平成24年3月建築) 延床面積 6,266.42㎡ 施設内容 ・交流棟 ホール, 会議室, 顕彰記念室, 歴史民俗海洋資料展示室, 和室, カフェ, 美術展示室, 音楽練習室, 調理室等 ・体育棟 体育室, トレーニング室, 談話室
指定管理者の指定方法	公募
指定管理者	玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス共同事業体
指定管理期間	平成28年3月1日～平成31年2月28日まで(更新制2期目) 平成31年3月1日～令和4年2月28日まで(更新制3期目)
指定管理料	総額 262,342,663円(消費税及び地方消費税を含む。) (平成28年3月1日～平成31年2月28日まで) 総額 266,200,404円(消費税及び地方消費税を含む。) (平成31年3月1日～令和4年2月28日まで) 平成30年度分 87,442,860円
利用料金制の有無	有り
議会の議決	平成27年3月13日(更新制2期目) 平成30年3月14日(更新制3期目)
平成30年度指定管理に係る収支状況(消費税抜き)	収入 114,517,103円 支出 109,007,425円 収支 5,509,678円
施設の利用実績	平成30年度 平成29年度 来館者数 387,678人 379,524人

目標の達成状況	達成目標	実績
	有料施設の貸出コマ数	16,000 コマ以上
来館者数	300,000 人以上	387,678 人
利用者の満足度		
全体満足度	90%以上	97%
職員対応満足度	90%以上	96%
安全対策満足度	90%以上	100%
清潔感満足度	90%以上	98%

(1) 目的及び事業（倉敷市玉島市民交流センター条例）

（目的）

市民の相互交流及び文化活動，コミュニティ活動等の促進を図り，もって地域の活性化に資するため，市民交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

（事業）

- ア センターの施設及び附属施設の提供
- イ 歴史民俗海洋資料並びに池田遙邨及び坂田一男の顕彰記念資料の公開
- ウ 上記ア・イに掲げるもののほか，設置目的を達成するために必要な業務

(2) 指定管理者に任されている業務の概要

- ア 施設等の使用の許可に関する業務
- イ センターの維持管理に関する業務
- ウ 使用料の徴収に関する業務
- エ センターの設置目的を達成するための事業に関する業務
- オ センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- カ その他管理運営に関し必要な業務

## 2 玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス共同事業体

(1) 所在地 倉敷市玉島阿賀崎1丁目10番1号

(2) 設立年月日 平成23年8月22日

(3) 職員数 正規職員13人，非正規職員10人

(4) 概要

倉敷市玉島地区を営業エリアとするケーブルテレビ事業を展開している玉島テレビ放送株式会社と，JFEスチールグループとして，警備業務，施設管理の運営実績を有するJFE西日本ジーエス株式会社の共同事業体。

(5) 沿革

平成23年8月 指定管理者受託に向け共同事業体を設立

(6) 主な業務内容

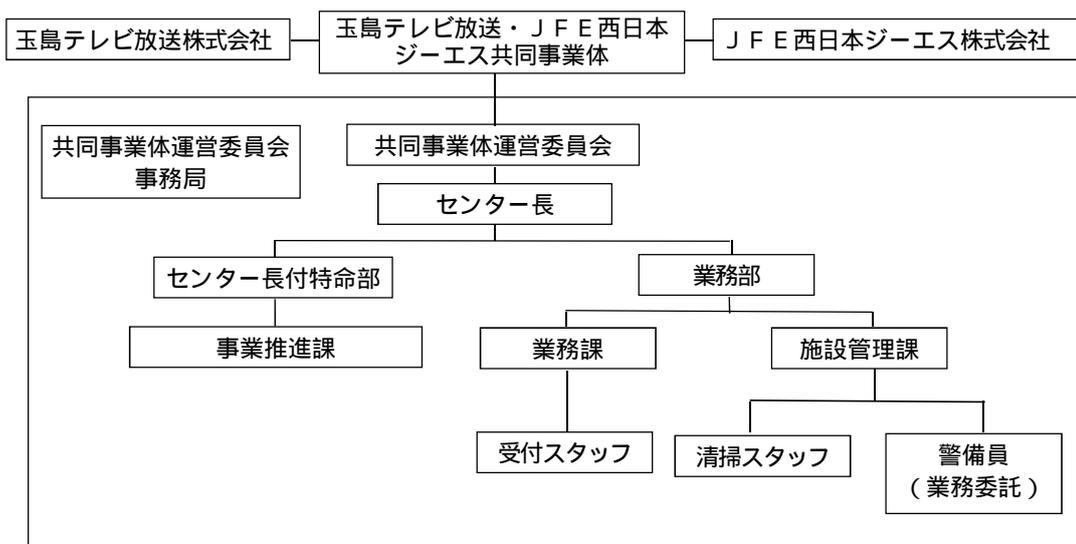
ア 玉島テレビ放送株式会社

放送再送信業務，有線及び無線テレビ自主放送業務，第一種電気通信事業，文化・スポーツ等の施設の管理及び運営の受託等の事業を展開している。

イ JFE西日本ジーエス株式会社

警備業務，設備の運転及び保守点検に関する業務，清掃，衛生，消毒及び維持管理に関する業務，スポーツクラブ及びスポーツ教室等の運営に関する業務等の事業を展開している。

(7) 玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス共同事業体の組織



## (8) 収支決算について

玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス共同事業体の平成30年度末における収支決算は次のとおりである。

収支計算書

平成31年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
直接的経費	108,996,268	指定管理料	84,650,007
人件費	51,160,000	利用料金	22,313,530
研修費用等	107,834	その他収入	7,536,821
通信運搬費	1,266,538	講座・講演会等事業収入	1,764,690
光熱水費・運搬費	10,747,656	地域活性化等事業収入	2,796,478
材料費・消耗品費・印刷費	3,944,218	情報交流コーナー事業収入	547,163
広告宣伝費・販売促進費	585,934	自動販売機収入	1,192,059
修繕費	2,909,476	喫茶テナント料等	1,236,431
委託料	26,510,242	営業外収入	16,745
賃借料	3,536,619		
減価償却費	86,975		
保険料・手数料	208,470		
公租公課	9,166		
講座・講演会経費	2,591,669		
地域活性化事業経費	4,867,599		
雑費	463,872		
営業外費用	11,157		
支出合計	109,007,425	収入合計	114,517,103
収 支	5,509,678		

### 3 倉敷市旧柚木家住宅の状況

区 分	内 容		
施設名称及び所在地	倉敷市旧柚木家住宅 倉敷市玉島3丁目8番25号		
建物の概要	構 造 木造2階建 敷地面積 1,096㎡ 延床面積 490㎡ (西爽亭 115㎡, 生涯学習施設 375㎡) 施設内容 西爽亭(庭, 茶室等付随施設を含む) 生涯学習施設(和室3室, 会議室2室)		
指定管理者の指定方法	非公募		
指定管理者	玉島商工会議所		
指定管理期間	平成29年4月1日～平成32年3月31日(3年間) (平成18年4月1日から指定管理者となる。)		
指定管理料	総額 5,384,520円(消費税及び地方消費税を含む。) 平成30年度分 1,793,840円		
利用料金制の有無	有り		
議会の議決	平成28年12月16日		
平成30年度指定管理に係る収支状況	収入 2,240,100円 支出 2,073,056円 収支 167,044円		
施設の利用実績	平成30年度	平成29年度	
	入館者数	9,265人	9,493人
目標の達成状況	達成目標	実績	
	自主事業の実施回数	4回/年度	8回/年度
	利用者の満足度		
	全体満足度	90%以上	100%
	職員対応満足度	90%以上	100%
	安全対策満足度	90%以上	100%
	清潔感満足度	90%以上	94.7%

(1) 目的及び事業（倉敷市旧柚木家住宅条例）

（目的）

江戸中期の庄屋建築の遺構を保存することにより，玉島地区の景観保存の推進並びに市民の教養及び文化の向上を図ることを目的として，旧柚木家住宅を設置する。

（事業）

- ア 西爽亭の一般公開
- イ 生涯学習施設の提供
- ウ 上記ア・イに掲げるもののほか，設置目的を達成するために必要な業務

(2) 指定管理者に任されている業務の概要

- ア 生涯学習施設の使用の許可に関する業務
- イ 旧柚木家住宅の維持管理に関する業務
- ウ 使用料の徴収に関する業務
- エ 旧柚木家住宅の設置目的を達成するために必要な業務
- オ 旧柚木家住宅の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- カ その他管理運営に関し必要な業務

#### 4 玉島商工会議所

(1) 所在地 倉敷市玉島中央町2丁目3-12

(2) 設立年月日 昭和14年11月24日

(3) 職員数 正規職員8人，非正規職員7人

(4) 概要

昭和14年に県下では岡山・倉敷・津山に次いで設立され，全国526商工会議所と連携をとりながら地域商工業の総合的な改善発達と，社会福祉の増進を図っており，経済界の基盤を担う公的な団体。

地域中小企業事業者の経営をバックアップし，住みよく，働きやすい地域環境づくりに貢献するため活動している。

(5) 沿革

昭和6年8月 玉島商工会設立

昭和14年11月24日 玉島商工会議所設立

昭和28年 玉島商工会議所が特殊法人として設立

昭和53年10月10日 玉島商工会館落成

(6) 主な事業

ア 商工会議所としての意見を公表し，これを国会，行政庁等に具申し，又は建議すること。

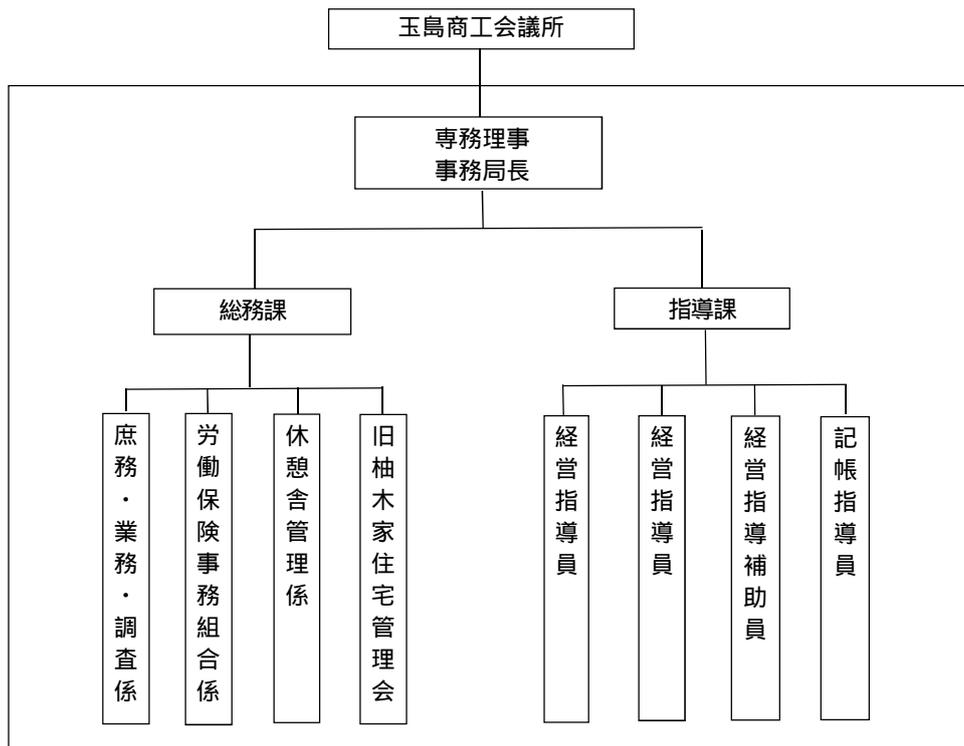
イ 商工業に関する調査研究を行うこと。

ウ 商工業に関する相談，指導及びあっせんを行うこと。

エ 商工業に関する講演会及び講習会を開催すること。

オ 商工業に関する観光事業の改善発達を図ること。

(7) 玉島商工会議所の組織



(8) 収支決算について

倉敷市旧柚木家住宅の平成30年度末における収支決算は次のとおりである。

収支計算書

平成31年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
管理費	2,073,056	指定管理料	1,793,840
人件費	1,583,915	使用料	286,956
事業費	186,400	雑収入	2
事務費	120,200	繰越金	159,302
修繕費	100,643		
保険料	16,237		
消耗品費	49,860		
通信運搬費	13,500		
雑費	2,301		
支出合計	2,073,056	収入合計	2,240,100
収 支	167,044		

## 第8 監査の結果

当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

しかし、次のとおり一部改善を要する事項があったので、指定管理者にあっては所管部署との協議により、適切な措置を講じ、所管部署にあっては指定管理者に対する指導を含め、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理において改善を要するもののうち軽易な事項については、記述を省略した。

### 1 倉敷市玉島市民交流センターに関する事項

#### (1) 玉島テレビ放送・JFE西日本ジーエス共同事業体に関する事項

記載すべき事項なし。

#### (2) 所管部署に関する事項

記載すべき事項なし。

### 2 倉敷市旧柚木家住宅に関する事項

#### (1) 玉島商工会議所に関する事項

##### ア 事業報告書の提出について

事業報告書の提出について、指定管理者は年度終了後、事業報告書を協定書に定める期限までに提出しなければならないところ、期限後に提出しているので、協定書に従い適正に事務処理されたい。

##### イ 施設使用許可の変更について

施設の使用許可を受けた使用者から使用日時等の変更の申し出があった場合に「変更許可申請書」及び当初の「使用許可書」を徴しておらず、また、変更後の「使用許可書」を交付していないので、倉敷市旧柚木家住宅条例施行規則に従い適正に事務処理されたい。

#### (2) 所管部署に関する事項

##### ア 事業報告書の提出について

事業報告書の提出について、指定管理者は年度終了後、事業報告書を協定書に定める期限までに提出しなければならないところ、期限後に提出しているので、指定管理者を指導の上、協定書に沿った運営に努められたい。

##### イ 指定管理料の支出について

指定管理料の毎月の支出について、完了確認前に支払処理を行っている月が見受けられたので、適正に事務処理されたい。

### 3 意見

本市では、平成28年1月に「倉敷市行財政改革プラン2016」を策定し、民間活力導入を推進している。その一つとなる指定管理者制度の活用は、施設の管理運営に民間事業者の専門的な技術・知識を生かし、市民サービスの質の向上を図るとともに、コスト縮減など経済性の向上にも有効な取組となっている。

平成30年度は、227施設に対し指定管理者制度を適用しており、そのうち今回監査対象とした2施設は、市民の教養及び文化の向上を図り、市民の交流の場を提供するための役割や機能を持った、地域における拠点施設である。

本市が実施した指定管理者の運営状況の把握や評価等に関するモニタリングによると、2施設ともに、利用者満足度は「満足」又は「ほぼ満足」の割合が多く、また、総合評価も高い結果となっている。

引き続き、指定管理者においては、日頃の施設点検や必要に応じた修繕を行うなど、施設の管理に万全を期すとともに、利用者のニーズや地域の特性を生かした、魅力ある、多彩な講座やイベント等を実施するなど市民サービスの向上に努められたい。また、所管部署においては、施設運営に関する情報の共有など指定管理者との連携を密に行い、指定管理者制度の適切な運用に努められたい。

人々が集まり交流の場となる公共施設の利活用は、地域の活性化に加えて、支え合いや助け合いにもつながる重要な取組と考えられる。こうした観点から、今後とも多くの方々に利用していただける施設として、指定管理者と所管部署が協力し、より効果的・効率的な取組を進めていくことを期待するものである。